

佐賀県告示第三百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年九月十日から平成二十二年十月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
<p>県道 伊万里有田線</p>	<p>西松浦郡有田町南原字上迎原甲六四 一番一五地先から 西松浦郡有田町丸尾字丸尾原丙一九 一〇番一地先まで</p> <p>西松浦郡有田町外尾山字南山原丙一 八六〇番六地先から 西松浦郡有田町外尾山字三郎山丙一 五九八番三地先まで</p>	<p>平成二二・九・一〇</p> <p>”</p>